

平成26年7月10日

割賦販売法に基づく前払式特定取引業者に対する改善命令 について

経済産業省は、本日、割賦販売法に基づき許可前払式特定取引業者としてみなされる株式会社だいかい友の会に対し、同法第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項の規定に基づき、前払式特定取引に係る財産の状況を改善するため必要な措置をとるべきことを命じました。

なお、同社は、平成25年4月23日に前払式特定取引業の許可を取り消されておりますが、同法第35条の3の62において準用する法第28条の規定に基づき、前払式特定取引の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお、許可前払式特定取引業者とみなされます。

記

1. 事業者の概要

株式会社だいかい友の会

代表者：代表取締役 大海 伸

所在地：新潟県新潟市西区大学南1丁目7810番地の2

資本金：30百万円

事業内容：前払式特定取引業（許可取消済みのみなし事業者）

2. 処分内容

割賦販売法（以下「法」という。）第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項の規定に基づく改善命令

- (1) 権利の調査の結果、同社の経理処理が不健全であり、法第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項第3号及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号。以下「規則」という。）第124条第3項第3号の規定に該当すると認められたため、次に掲げる措置を速やかに講ずること。

3. (1) に掲げる不適切な経理処理により、会員台帳及び会計帳簿に計上していない予約前受金について、社内調査を行った上で直ちに会員台帳へ登録するなどの処理を行った上で、平成25年4月23日の前払式特定取引業の許可取消前に法第35条の3の62において準用する法第18条の3第1項の規定に基づく前受金保全措置を講ずべき最期の基

準日（以下「最期の基準日」という。）である平成25年3月31日基準日における真実の予約前受金残高を算出し、その根拠を報告するとともに予約前受金残高報告書を提出すること。

- (2) 権利の調査の結果、同社の平成24年9月30日基準日における前受金保全措置の額が不足しており、法第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項第3号及び規則第124条第3項第4号の規定に該当すると認められたため、最期の基準日である平成25年3月31日基準日における次に掲げる措置を速やかに講ずること。

平成25年3月31日基準日において講ずべき前受金保全措置に関し、前払式特定取引によって生じた債務の弁済に充てることのできる額につき、2.(1)の調査の結果により得た真実の予約前受金残高に基づき、直ちに適正な前受金保全措置を講ずるとともに前受金保全措置届出書を提出すること。

- (3) 上記(1)(2)に関する改善措置は、平成26年7月31日までに講ずること。

3. 処分理由

- (1) 経理処理が不健全であること（法第20条の2第1項第3号及び規則第124条第3項第3号）

以下の契約に係る積立金は、前払式特定取引契約であるだいかい友の会契約に係る予約前受金であると認められるにもかかわらず、この一部において、当該契約の相手方の同意を得ることなく、同社の取次先である株式会社グランマーレとの契約等に係る積立金として管理していたため、これを予約前受金としてだいかい友の会の会計帳簿、会員台帳に計上していなかった。

- ① だいかい友の会入会申込書により入会の申込みを受付けた契約に係る積立分。
- ② 「だいかい友の会ご契約証書」を発行していた契約に係る積立分。
- ③ だいかい友の会として掛け金の口座振替、引落しをしていた契約に係る積立分。
- ④ だいかい友の会として買い物券を発行していた契約に係る積立分。
- ⑤ だいかい友の会として残高証明書を発行していた契約に係る積立分。

- (2) 前受金保全措置の額が不足（法第20条の2第1項第3号及び規則第124条第3項第4号）

同社から提出のあった平成24年11月19日付け前受金保全措置届出書に記載されている「平成24年9月30日基準日における予約前受金の額」には、3.(1)の不適切な経理処理のため、会計帳簿に予約前

受金として計上されておらず、かつ、会員台帳にも当該予約前受金が含まれていなかったため、当該基準日における前受金保全措置届出書の基準額及び保全措置の額が不足していた。

(本発表資料のお問い合わせ先)

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局 産業部 商務・取引信用課長 関根

担当者：新田、小松

電話：048-600-0347 (直通)